

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成30年5月10日 10時37分ごろ
発生場所	広島県尾道市境が浜の専用棧橋 クリクワゾワイ灯標から真方位317° 1,100m付近 （概位 北緯34° 23.4′ 東経133° 17.0′）
事故の概要	旅客船ガンツウは、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ガンツウ、3,013トン
船舶番号、船舶所有者等	142755、株式会社せとうちクルーズ（A社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に凹損 棧橋 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約6～7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか9人が乗り組み、旅客24人及びA社のサービススタッフ29人を乗せ、境が浜に向けて愛媛県今治市大^{おおみ}三島の宗方湾を出航した。</p> <p>A船は、境が浜の専用棧橋の手前900m付近で、風速約6～7m/sの南東風を右舷方から受けながら約5ノットの対地速度から徐々に減速し、入船左舷着けの準備をして同棧橋に接近中、同棧橋に対して平行に着棧することができず、その左舷船首部が同棧橋の固定フェンダーの金属部分の角に衝突した。</p> <p>本船は、船長が、船体の損傷を確認したところ、軽微な凹損を認めたが、専用棧橋上で着棧作業を見守っていた安全統括管理者と協議の上、夕方、次航海に向けて出航した。</p> <p>安全統括管理者は、翌日、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、2機2軸で、サイドスラストを備えていなかった。</p> <p>本船は、ふだん船長が本船と専用棧橋との進入時の横距離を約30m取っていたが、本事故時、約15mであった。</p> <p>安全統括管理者は、本事故時、本船が右舷方からの風の影響で、ふだんより専用棧橋への進入距離が近くなったと思った。</p>
分析	本船は、右舷方から風を受ける状況下、専用棧橋に入船左舷着けで着棧作業中、風の影響でふだんより専用棧橋との進入時の横距離が近くなっていたことから、同棧橋に対して平行に着棧することができ

	<p>ず、同棧橋の固定フェンダーの金属部分に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、右舷方から風を受ける状況下、専用棧橋に入船左舷着けで着棧作業中、風の影響でふだんより専用棧橋との進入時の横距離が近くなっていたため、同棧橋に対して平行に着棧することができず、同棧橋の固定フェンダーの金属部分に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着棧時は、棧橋の構造や設備、自船の構造や性能、風潮流の影響等を考慮して適切な操船を行うこと。 ・ 事故発生の際は、直ちに海上保安庁に通報すること。 ・ 棧橋に設置されている固定フェンダーは、金属部分が船体に当たって船体が損傷しないような構造とすることが望ましい。